**法人税の基礎知識**

作成日：平成27年10月9日

作成者：倉重会計　菅野

1. **税金と社会保険料**

日本における税の種類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **国税** | **地方税** |  | **国税** | **地方税** |
| **所得課税** | 所得税  法人税  地方法人特別税  復興特別所得税地方法人税 | 個人住民税  個人事業税  法人住民税  法人事業税  都道府県民税利子割  都道府県民税配当割都道府県民税株式等  譲渡所得割 | **消費課税** | 消費税  酒税  たばこ税  たばこ特別税  揮発油税  地方揮発油税  石油ガス税  自動車重量税  航空燃料税  石油石炭税  電源開発促進税  関税  とん税  特別とん税 | 地方消費税  地方たばこ税  軽油取引税  自動車取得税  ゴルフ場利用税  入浴税  自動車税  軽自動車税  鉱産税  狩猟税  鉱区税 |
| **資産課税等** | 相続税・贈与税  登録免許税  印紙税 | 不動産所得税  固定資産税  都市計画税  事業所税  特別土地保有税  法定外普通税  法定外目的税 |

所得税は国民全体への公共サービスを提供するが、社会保険は保険加入者向けのサービスを提供する。

1. **税法についての考え方**

租税法の基本原則

租税法律主義

憲法84条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、**法律又は法律の定める条件による**ことを必

　　　　　要とする」⇒課税権の行使方法を明記

租税公平主義

憲法14条「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的

経済的又は社会的関係において、差別されない」⇒税負担の配分を明記

　　※課税の公平とは表向きは法の下の平等であるが、裏を返せば同じ基準で課税をするという意味である。

租税公平主義の内容

* 担税力に即した課税

⇒各人の経済的負担能力に応じて税負担を配分。所得・財産・消費をベースとしている。提供される国家サービスではなく担税力に即した課税を公共事業、社会福祉等に使用される。

　　　　徴収された是時額はその使途としては一般会計と特別会計に分類され、それぞれ分離化されてく。

例）・所得税・法人税における課税所得、・累進超過税率

1. **法人税の基礎**

■納税義務者

　①内国法人(日本に本店等を有する)

　・日本で生じた所得および海外で生じた所得の両方に課税

　・普通法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団法人

　②外国法人(内国法人以外)

　・日本国内で生じた所得のみに課税

　　■申告期限

　　　①原則：事業年度終了の日の翌日から2カ月以内

　　　②例外(申告期限の延長)：定款で、株主総会を事業年度終了の日から3カ月以内に開催する旨を定めている等の事情により決算が確定しない場合は3カ月以内(申告期限の延長の特例の申請書の提出が必要)

　　　　例）3月決算法人⇒原則は5/31、例外は6/30　申告期限

　　　③株主総会の承認を得た決算書に基づき申告書を提出(確定決算主義)

　　　④地方税は法人税に準ずる、消費税は申告期限の延長がない

　　◆企業会計

　　　目的：株主に対して会社の経営成績や財政状態を正確に報告(適正な期間損益計算)

　　　等式：会社の利益＝収益－費用

　　◆税務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申告時別表調整

　　　目的：課税の公平

　　　等式：所得金額＝益金－損金

企業会計の収益

企業会計の費用及び損失

当期利益

　　　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　(＋税法上　益金算入)　　　　　　　　　　(－税法上　損金算入)

損金の額

所得金額

益金の額

　　　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　　－

　　　　　　　 　(－税法上　益金不算入)　　　　　　　　(＋税法上　損金不算入)

　　　収益≠益金　収益と益金はイコールではない

　　　費用≠損金　費用と損金はイコールではない

|  |  |
| --- | --- |
| **益金不算入** | 企業会計上は収益となるが、法人税法上は益金とならない部分  例）受取配当等の益金不算入 |
| **益金算入** | 企業会計上は収益とならないが、法人税法上は益金となる部分  例)売上計上もれ、貸倒引当金取崩額 |
| **損金算入** | 企業会計上は費用とならないが、法人税法上は損金となる部分  例）繰越欠損金の損金算入 |
| **損金不算入** | 企業会計上は費用になるが、法人税法上は損金とならない部分  例）交際費等の損金不算入、役員賞与の損金不算入 |

■法人税申告書の全体像

　　◆法人税申告書は別表により構成

　　　　別表一　　　　　　　　別表一　　　　　　　　　別表一　　　　　　　　別表一

　　(法人税の計算)　 (法人税の計算)　　　　 (法人税の計算) (法人税の計算)

**法人税**

**納付額**

中間申告分

法人税額を

差引

所得調整

税額控除

**確定税額**

別表六

所得税

所得金額

×税率

＝**法人税額**

　　　　　　　　　　　　　　　　別表四

　　　　　　　　　　　　　　(税務上のP/L)

別表五の(二)

税金の

内訳

別表五の(一)

税務上のB/S

当期利益

税務調整

所得金額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お互いに関係する

別表十六

減価償却費

別表十五

交際費

別表十一

引当金

別表八

配当金

別表七

欠損金

　　別表一

　　　　　　　　　　　　(地方法人税の計算)

**法人税額**

×4.4％＝

納税額

所得金額

■別表四の構造

　　◆役割…税務上の所得を算出するための別表(税務上のP/L)

　　　それぞれの調整額の計算明細書は各表にて記載する。

　　■別表五(一)の構造

　　◆役割…期末現在における税務上の利益積立金を表示(税務上のB/S)

　　　留保項目が別表五で管理される

　　　留保項目とは

　　　「留保」とは、文字どおり、申告調整による加算項目と減算項目の金額のうち法人内部に留まっている金額をいう。具体例：減価償却超過額、貸倒引当金繰入超過額、貸倒損失否認など

　　　社外流出項目とは

　　　「社会流出」とは、支払配当金・役員賞与のように法人内部に留まらず外部に流出するものをいう。

　　　　具体例：交際費等の損金不算入額、寄付金の損金不算入額、役員給与の損金不算入額、受取配当等の益金不算入額など

　　　　別表五(一)は別表四のうち、留保部分を反映する。

財務会計上は内部留保と言われ、企業の不況抵抗力を示唆している。しかし、中小零細企業にとっては

キャッシュ・フロー上でB/S借方の資産の担保力を示すものではない。

　　■法人税率

　　◆算式

　　　所得金額　×　税率

　　　(税率)

　　　　●資本金1億円以下の法人　800万円以下の部分　⇒15％

　　　　　　　　　　　　　　　　　800万円を超える部分⇒23.9％

　　　　●資本金1億円超の法人　　　　　　　　　　　　⇒23.9％

　　※平成26年3月31日までに開始する事業年度については、上記の他「復興特別法人税(＋10％)」が課される。

　　※平成26年10月1日開始事業年度から「地方法人税」が課される。

　　◆法人実効税率引き下げの概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人実効税率の引下げ | 改正前 | 改正後 | |
| 平成27年度 | 平成28年度 |
| 法人税率 | 25.5％ | 23.9％ | 23.9％ |
| 法人事業税所得割(標準税率) | 7.2％ | 6.0％ | 4.8％ |
| 法人実効税率(標準税率ベース) | 34.62％ | 32.11％(▲2.51％) | 31.33％(▲3.29％) |

　　平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が25.5％→23.9％に引き下げられます。また、中小法人、公益法人等、協同組合等の軽減税率の特例は適用期限が2年延長されます。

　　※法人税実効税率の引き下げは数年をかけ20％台まで引き下げる事を目指している。(財務省資料「法人税改革」2014年12月30日より)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人区分 | **改正前** | | **改正後** | |
|  | 年800万円以下 |  | 年800万円以下 |
| 普通法人(中小法人等以外) | 25.5％ |  | 23.9％ |  |
| 中小法人(※)一般社団法人等、人格のない社団等 | 25.5％ | 15％ | 23.9％ | 15％ |
| 公益法人(一般社団法人等を除く、協同組合等) | 19％ | 15％ | 19％ | 15％ |

※資本金の額が1億円以下の普通法人等(資本金の額等が5億円以上の法人等(大法人)の100％子法人等を除く)をいいます

　　◆法人事業税の税率の改正

　　　資本金1億円超の普通法人の法人事業税の事業税率を2段階で見直す。

　　　法人実効税率の引き下げに伴い所得割の税率は引き下げられ、課税ベースの拡大によって、外形標準課税の付加価値割、資本割の税率は引き上げられる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | **改正前** | **改正後** | |
| 平成27年度 | 平成28年度～ |
| 付加価値割 | | 0.48％ | 0.72％ | 0.96％ |
| 資本割 | | 0.2％ | 0.3％ | 0.4％ |
| 所得割 | 年400万円以下の所得 | 3.8％(2.2％) | 3.1％(1.6％) | 2.5％(0.9％) |
| 年400万円超  年800万円以下の所得 | 5.5(3.2％) | 4.6％(2.3％) | 3.7％(1.4％) |
| 年800万円超の所得 | 7.2％(4.3％) | 6％(3.1％) | 4.8％(1.9％) |

　　(注)所得割の税率のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

　　適用期間：平成27年4月1日以後に開始する事業年度から

　　※法人事業税損金算入について、税の性格や地方独自の減税措置に与える影響等を考慮しつつ検討

(財務省資料「法人税改革」2014年12月30日より)

1. **申告調整項目**

■決算調整と申告調整①

◆決算調整

●決算において所定の経理を行うことが要求されている事項

●損益計算書に反映される

例：貸倒損失の計上、貸倒引当金の計上、減価償却費の計上

　　◆申告調整項目

　　　●申告書で調整する事項

　　　●「必須申告調整事項」と「任意申告調整事項」の二つがある。

　　　例：加算項目…損益計上法人税等、減価償却超過額、減算項目…法人税等還付金、受取配当金の益金不算入

　　■決算調整と申告調整②

　　◆必須申告調整項目

　　　●申告書で必ず調整しなければならない事項。

　　　●損不算入の調整など、所得が増える(増税になる)項目が多い。

　　　　例：法人税等の損金不算入(租税公課)

　　　　　　交際費・寄付金の損金不算入

　　　　　　損金算入限度超過額の修正

　　◆任意申告調整項目

　　　●申告書での調整が任意となる事項。

　　　●益金不算入や税額控除など、所得が減る(減税になる)項目が多い。

　　　●調整しないと権利放棄となってしまう。

　　　　例：受取配当の益金不算入

　　　　　　所得税額控除

　　　　　　各種特別控除

　　■交際費の調整

　　　●法人が平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち、接待交際費の額の100分の50に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。中小法人については、現行の年800万円の定額控除制度と、上記制度の選択適用となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人 | **改正前** | **改正後** |
| 中小法人以外 | 全額損金不算入 | 支出交際費のうち、接待飲食費の50％損金算入しその超える部分を損金不算入 |
| 中小法人 | 年800万まで損金算入 | ①と②の選択適用  ①年800万円までの損金算入  ②接待飲食費の50％損金算入 |

　　　　(注)平成26年4月1日以後開始事業年度より適用される

　　■租税公課の調整

　　◆租税公課

　　　●固定資産税・印紙税等…損金算入　⇒調整なし(事業を行う上で必要な費用なため)

　　　●延滞税・加算税等　　…損金不算入⇒必ず調整

　　◆法人税等

　　　●法人税・住民税…損金不算入　　　　　　　　　 ⇒必ず調整

　　　●事業税　　　　…申告書を提出した期に損金算入⇒調整あり(各地方公共団体からサービスを受けているため必要な費用)

　　■所得税額の調整

◆所得税額の控除

法人が受け取る配当金や預金利息は、既に所得税が差し引かれている。この源泉所得税は、法人税の前払の性格を有している。従って、二重課税を防止する趣旨から、法人税額から控除することができる。

1. **決算の手順**

■決算と申告の手順

**会計処理**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**税務処理**

1-1.税金仕訳を計上する前の試算表の作成　　　　　　　1-2.税務調整項目と金額を把握しておく

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 消費税が関係する項目はこの段階で確定させる

2.消費税の精算仕訳　　　　　　　　　　　　　　　　　3.会計の収益、費用が確定し、税務調整を加えた所得

　仮受消費税　　/仮払消費税　　　　　　　　　　　　　　金額の算定に入る

　　　　　　　　/未払消費税

　　雑損失　　　/雑収入

4.所得金額が確定したことによる納付税額を　　　　　　5.当期純利益を変更して、提出用となる確定申告書

　もって法人税の計上仕訳　　　　　　　　　　　　　　　の様式に整える

　　法人税等　　/未払法人税等(来期支払う税金)　　　　　所得金額は変わらないはず。

　　　　　　　　　　　　　　会計：決算書、税務：法人税申告書が完成

1. **法人税申告書作成の手順**
2. 前年、前々年の決算申告書に目を通す
3. 前期の申告書から転記出来るところを転記する

①別表五(一)一番左の欄「期首現在利益積立金額」、「期首現在資本等の金額」

②別表五(二)一番左の欄｢期首現在未納税額｣、｢期首納税充当金｣

③別表七　　一番左の欄｢控除未済欠損金額｣

1. 住所や代表明、決算確定日、資本金等の金額などを記入する

①別表一(一)の上部

②第六号様式の上部

③第二十号様式の上部

1. 別表二を記入する

前年と同じになるケースが多い

1. 別表四の一番上の欄(一)①に損益計算書の最終金額(当期純損益)を転記する
2. 別表五(一)の繰越損益金(27③、27④)に貸借対照表の繰越利益剰余金を転記する
3. 別表五(一)の一番左の欄「期首現在利益積立金額」について

①今期において、加算又は減算となるものがあれば、記入する

②別表四に転記する

1. 別表五(二)に租税公課の納付状況を記入する

①「当期発生額」の欄は法人税、県民税、市民税はその期の分は期末日で「発生」し、

事業税は申告納付期限において「発生」する。違いに注意

　　　　②「期末納税充当金」は貸借対照表の「未払法人税等」(または納税充当金)と一致

　　　　③源泉所得税の法人税額から控除を受ける場合には、損金不算入の欄に記入する

　　　　④別表四、別表五(一)へ転記する

1. 別表十六(一)、(二)、(七)など減価償却の明細書を記入する

①「期末現在の帳簿価額」の欄が固定資産台帳、貸借対照表と一致しているか

②「当期償却額」の欄が固定資産台帳、損益計算書と一致しているか

③もし限度額超過があれば、別表四、別表五(一)へ転記する

1. 別表十五を転記する(交際費)

①支出額｢5｣の欄に損益計算書の交際費より転記する

②交際費の科目を使っていなくても実質交際費に該当するものがあれば、記入する

③一人あたり5,000円以下の飲食費の除外を忘れずに

④定額控除限度額(中小法人以外は支出交際費のうち、接待飲食費の50％損金算入しその超える部分を損金

不算入)の計算を行う。

⑤別表四へ転記する

1. 別表六(一)を記入する(源泉所得税控除の明細書)

①預金利息は天引き前の金額に戻すこと

②預金利息15.315％(復興特別税込)、上場株式の配当7.147％(復興特別税込)

③別表四へ転記する

1. 別表八を記入する(受取配当等の益金不算入)

①通常、負債利子の額はゼロ

②多くの場合は、上場株式の配当金の50％が益金不算入となる

③別表四へ転記する

1. 別表十一(一の二)を記入する。(一括評価の貸倒引当金)

①｢実質的に債権とみられない金額｣のチェックもれに注意(買掛金、支払手形などの内訳を要注意)

②通常、繰入限度額以下の金額を経費にするので、損期不算入額は生じない

③もし限度超過額があれば別表四、別表五(一)へ転記する

1. 別表四への転記漏れがないかチェックする
2. 別表七の繰越欠損金があれば、別表四の37欄で所得金額より控除し、別表七への転記を行う
3. 別表四の最終金額(所得金額又は欠損金額)を別表一(一)へ転記する
4. 別表一にて、法人税額の計算を行う。

①800万円以下：15％、800万円超：25.5％(資本金１億円以下の法人)

②所得税額の控除を忘れないようにする

③中間申告分の法人税額の記入を忘れずにする

1. 第六号様式を記入する(県民税、事業税)

①事業税の最初の数字は別表四より所得金額を転記する

②県民税の最初の数字は別表一(一)「10」より転記する

③均等割は会社の規模によって金額が異なるので注意

④事業税の税率、県民税の税率も県によって異なるので注意

1. 第二十号様式を記入する(市民税)

①市民税の最初の数字は別表一(一)「10」より転記する

②均等割は会社の規模によって金額が異なるので注意

③税率も市によって異なるので注意

1. 別表五(一)、別表五(二)に当期確定税額を転記する
2. 決算仕訳の追加を行って決算書を作り直す

法人住民税及び事業税／未払法人税等

1. 別表四の修正を行う

①別表四の一番上の欄(1①)に損益計算書の最終金額(当期純損益)を転記する

②「損金の額に算入した納税充当金」の欄に当期確定分で、決算仕訳で追加した金額を加算する

③別表四の最終金額(所得金額又は欠損金額)及び別表一(一)、第六号様式、第二十号様式の税額は

　①、②を行って変わらない

1. 別表五(一)の訂正

①｢納税充当金｣、「繰越損益金」の訂正

1. 別表五(二)の訂正

①｢納税充当金｣の訂正

1. 全体の最終チェック
2. 完成

(仕訳)　　　　　(転記)　　　　(検証) 　　　　　　 (決算事項) (報告)

精算表(W/S)

)

財務諸表(F/S)

)

試算表(T/B)

元　帳

仕訳帳

取　引

貸借対照表

損益計算書の作成

売上原価計算

減価償却など

試算表の作成

帳簿への転記

伝票に記入

納付税額

予定納税

(中間納付)

税額控除

課税所得

当期純利益

【参考】欠損金の繰越控除制度の縮減　※大法人

　　大法人の繰越欠損金の控除限度額が、段階的に80％→65％→50％と引き下げられます。中小法人等については従来通り100％控除できます。中小法人等を含む繰越期間は平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額については、9年から10年に延長されます。

　　※尚、欠損金の所得控除については、清算、倒産等に於いて期限切れ欠損金についても総括して使用が可能です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 法人区分 | **改正前** | **改正後** | |
| **H27.4.1～H29.3.31**に  開始する事業年度 | **H29.4.1以後**に開始する事業年度 |
| 繰越控除限度額 | 普通法人  (中小法人等以外) | 所得金額×80％ | 所得金額×65％ | 所得金額×50％ |
| 中小法人 | 所得金額×100％ | 所得金額×100％ | 所得金額×100％ |
| 繰越期間 | 普通法人  (中小法人等以外) | 9年 | 9年 | 10年 |
| 中小法人 |

　　【参考】減価償却費

　　　経済の好循環の定着状況等を見極めつつ、定額法への一本化について検討

　　出典：日税フォーラム　実務に役立つ『法人税・消費税の基礎知識』・法人税編

　　　　　財務省資料「法人税改革」(2014年12月30日)より